

第3章 資本金の動向

英国の地方政府支出において、資本支出は全支出の1割に満たない。その資本支出の大半が公営住宅の建設や改修である。こうした現状にありながら、資本支出に対する統制は厳しく、特に、「小さな政府」を政治理念と掲げて公共部門の借金を減らすことを目標としたサッチャー保守党政権において、地方政府の資本支出への統制が進み、労働党政権においても、改革が行われてきている。

本章では、資本金の意義と収入と支出の動向を概観し、さらに、保守党政権下で進められた資本支出統制手段と現労働党政権による資本金改革について説明する。

第1節では、1989年の保守党政権による資本金の統制がどのような経緯で行われたかを理解するために、1989年以前の歴史について説明する。

第2節では、1989年地方自治法による資本支出の意義について整理する。この資本支出の意義については、現在においても、おおむね、そのままで理解されているものである。

第3節では、資本支出の規模の推移について、簡単に整理する。

第4節では、保守党政権と労働党政権による資本金改革のフレームについて、まとめる。

第5節では、労働党政権においても、一部適用している1989年地方自治法による資本金の統制と資本財源の配分方法について詳述することにする。

第6節では、労働党政権における資本財源の配分方法の改革となった「単一資本資金制度」について詳しく説明する。

第7節では、労働党政権における資本金統制改革である「自主決定方式」について説明する。

第6節、第7節が中心の議論であり、これらの理解のために、第1節から第5節の説明が展開されている。

1 資本金制度の確立の歴史と改革の経緯

(1) 1989年改革までの資本金制度

英国の資本金制度が確立されていく過程では、いくつかの大きな通過点があった。古くは1933年地方自治法(Local Government Act 1933)において、過去50年間の法規定を総括して、借入金(borrowing)を財源とする資本投資の種類と地方自治体が活用できる借入金を整理している。ここで、借入金とは、償還期間が1年を超える地方自治体の債務であり、およそ日本の地方自治体における地方債に該当するものである。

1945年地方自治体資金融資法(Local Authorities Loans Act 1945)によって、全借入金は、公共事業資金融資協議会(Public Works Loan Board. 以下「PWLB」)から行うこととなり、PWLBは政府保証のついた資金として位置づけられるようになる。

1976年に公表された地方財政に関するレイフィールド委員会(Layfield Committee on Local Government Finance)の報告書では、現行の資本支出の統制は不十分であることが指摘され、サッチャーは政権に就くとすぐに、1980年地方政府・計画・土地法(Local

Government, Planning and Land Act 1980. 以下「1980年法」という)によって、資本支出の統制を行い始めた。すなわち、資本支出の限度額は、自治体ごとの資産売却収入を勘案しながら国が決定するとしたものであり、自治体にとっては、資産売却収入の全額を再投資することができなくなるという厳しいものであった。しかし、この統制についても不十分であるとした政府は、1986年には、新制度確立のために緑書「地方政府の借入償還(Paying for Local Government)」を発行し意見を収集した上で、1989年地方政府・住宅法(Local Government and Housing Act 1989. 以下「1989年法」という)が制定された。この法律は、後に詳述するように、資本統制として威力を発揮し政府の債務削減目的にかなっていたために、以後、2003年度まで存続していたものである。

(2) 労働党政権による資本会計統制制度の改革

前述したように、サッチャー・メイジャー保守党政権の資本会計統制制度は、1980年法と1989年法が主たる内容となっている。このうちで、自治体の資本支出統制に効果的であり労働党政権も7年間にわたって存続させた制度が、1989年法による借入金の配分方法と統制であった。1989年法による統制については、後述するが、労働党政権では、2002年度と2004年度の2回にわたって、1989年法による資本財源の配分方法と資本会計統制制度の改革を行っている。簡単に整理すれば、2002年度に導入された「単一資本資金制度(Single Capital Pot)」は、借入金の配分方法に係る改革であり、2004年度に導入された「自主決定制度(The Prudential System)」は、借入金額の統制に関する制度である。

2 資本支出の意義

英国の地方財政制度では、資本会計と経常歳入会計とを峻別している。資本会計における支出(capital expenditure:資本支出)とは、同会計に包括的な統制を行うようになった1989年法で、次のように定義されていた。

「資本支出とは、次の目的に対する支出である。

- 土地の取得、改良、地取り
- 道路、建物、その他の構築物の取得、建設、改築、または、取り替え
- 動産または不動産である工場、機械、設備、車両、船舶の取得、設置、または、取り替え」

ここで、土地の改良、道路・建物・その他の構築物の改築とは、資産の耐用年数の延長や市場価値の増進、資産の性能の向上を指している。

また、1989年法では、上記の支出に加えて、自治体が他の組織の資本支出に対して行う補助金や繰延資産となる支出についても資本支出としている。

1989年法による資本支出の定義が、1989年度から2003年度までの資本会計統制(後述)と密接に結びつくものである。一方で、2003年地方自治法(The Local Government Act 2003. 以下「2003年法」という)においては、以下の資本会計の定義が用いられている。

- 何を自治体の資本支出とし、何をしないかは、担当大臣の決定によること
- 特定の地方自治体の支出が資本支出かどうかを決定するのは、担当大臣であり、大臣は、今後、法律ではなく、政令によって決定することになる。

2003 年法では、資本支出の定義を国会で制定する法から政令へと下ろしたことになり、これは、2004 年度から実施されている資本支出の自主統制と深く結びついているものである。

3 資本支出の規模と推移

自治体の資本支出は、公営住宅(housing)と教育施設(education)、公共交通(transport)に集中しており、この3分野で全体の4分の3を占めている。日本の自治体では、土木、農林水産業といった公共事業分野が資本支出(普通建設事業費)の太宗であり、その規模も公共事業ゆえに大きなものであるが、英国では、そもそも、これら公共事業は国の所管事項であるため、自治体の支出としての計上はほとんどなく、資本支出全体の規模も小さい。

次に、資本支出の分野別の推移を概観してみよう。

図表 3-1 資本支出の推移 単位：百万ポンド

	1996 年度	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
公 営 住 宅	2,084	1,992	2,245	2,155	2,482	2,709	2,900
公 共 交 通	1,176	1,097	1,037	1,080	1,409	1,953	2,188
教 育	1,047	1,114	1,249	1,391	1,719	2,062	2,360
社 会 福 祉	191	148	135	133	156	149	223
文化・スポーツ等	201	194	217	433	484	588	686
簡 易 裁 判 所	290	272	284	364	360	442	524
そ の 他	1,624	1,651	1,646	1,088	1,097	1,267	1,466
合 計	6,612	6,469	6,814	6,868	7,939	9,437	10,681

数値は、総額(gross)ベース。

(出所)HM Treasury. Public Expenditure Statistical Analyses 2001-02 及び 2003

図表 3-1 からわかるように、総額としては、保守党政権末期の 1996 年度から、労働党政権初期の 1999 年度までは、大きな伸びはなく、むしろ、実質ベースでは減少しているとも見ることができる。2000 年度を境に、公営住宅、公共交通、教育の3分野が大きな伸びを示してきている。これは、2000 年度から始まる全国的な不動産投資の増加が公営住宅にも及んだこと、公共交通と教育が政府の最重要分野として認識され、2001 年総選挙に向けて、さらに、重点的な予算配分がされたことなどによるところが大きい。

4 資本会計の改革の推移

資本会計は、保守党政権下の 1989 年度に大きく改革が進められ、以後、労働党政権に

なっても、この時の改革は、資本支出そのものの額を統制するのではなく、資本支出に充当される財源、特に、起債額を含めて自治体の債務残高に統制を加えていく考え方(総債務限度額(Aggregate Credit Limit))及び起債の上限額を自治体に示す考え方(起債上限額(Credit Ceiling))に転換して、その後の資本会計統制のフレームになってきた。また、起債上限額の決定に関連して、自治体ごとに政策分野ごとの起債発行枠を決定するという資本財源の配分方法(基本起債許可(Basic Credit Approval)と特別起債許可(Special Credit Approval))も確立した。労働党政権下の2002年度には、単一資本資金制度(Single Capital Pot)が導入されて、1989年法における資本財源の配分方法に自治体の資本投資計画などを勘案するようになった。とは言うものの、単一資本資金制度は、1989年法により導入された考え方を多く継承しているものである。2004年度からは、これまで長く資本支出統制財源の統制のフレームとされていた1989年法のフレームを変更して、自治体自らが起債発行額の上限を決定し、政府保証のない起債を行う「自主決定方式(Prudential Limit)」へと変更されている。なお、資本財源の配分方法については、1989年法と単一資本資金制度の考え方が継承されている。以上をまとめると、次の図表3-2のとおりである。

図表3-2 資本会計改革の動向

事項	1989年度導入	2002年度導入	2004年度導入
資本支出充当財源統制	総債務限度額(ACL) 起債上限額(CL)	→→→→→→→→ →→→→→→→→	自主決定方式 (Prudential Limit)
起債発行額配分方法	起債許可額(BCA,SCA)	→→→→→→→→ 単一資本資金制度 (Single Capital Pot)	→→→→→→→→ 2004年度で終了

以下の項では、図表3-2に基づいて、個別の改革の詳細について説明する。

5 1989年地方団体・住宅法による資本会計改革

資本会計は、自治体の支出としては、それほど大きなシェアを占めていなかったが、「小さな政府」を政治理念として、公共支出を削減して公共部門の債務を縮小することを目標にしたサッチャー政権下で進められていった。すなわち、公債を財源とする事業に対して、厳しく抑制をかけていったということである。また、サッチャー政権時代には、公共サービスや資産の民営化が進められており、公営住宅についても、払い下げを行っていったため、資本支出の太宗である公営住宅部門の投資額が激減したのである。

こうしたサッチャー政権下における改革は、1989年を境に大きく考え方を転換することになる。以下、1989年以前の資本会計の様子と1989年の改革内容について説明しよう。

(1) 1989年法以前の資本支出統制と問題点

2004年度の新制度導入を説明する前に、1989年法の統制内容を整理しておこう。2004年度の新制度は、あくまで、1989年法による制度の見直しに立つものであり、1989年法

の考え方を全面的に否定するものではないからである。一方、1989年法では、それまでの資本統制の考え方をくつがえす内容であった。そこで、まず、1989年法の導入以前と導入以後を対比してみる。

1989年法による制度導入以前は、資本支出そのものを統制の対象にしていた。が、この方法では、必ずしも有効に機能しているとは言い難かった。規制の抜け道があったからである。例を挙げれば、「ファイナンス・リース」では、中途解約が認められず保守管理等の責任は利用者側である自治体にあるという点から、リース料の支払いは長期の債務に該当するにもかかわらず、リース料は経常歳入会計に計上されることになる。これは、日本では債務負担行為になるべきところであろう。いずれにせよ、こうした長期の債務が資本支出そのものを対象としている限り捕捉できない¹⁸。ほかにも、地方自治体に1年間の資産利用の権利を与えるものの利用料の支払いを1年以上とするような契約方法もあった。支払いが1年を越えるのであれば起債となるべきであるのに、起債にせずに資本会計の計上を免れるのである。1年間の資産利用であるから資本支出にも該当しない。

さらに、短期借入金の増加傾向も問題であった。長期金利が高い場合、自治体は短期借入金に依存することになるが、過度な依存はさらなる金利上昇を引き起こすことになる。1989年法以前の統制では、短期借入についての統制はあったものの、債務残高の増加を抑制するという視点からは十分に機能しているとは言えなかったのである。

(2) 1989年法による資本会計改革

1989年法では、資本会計について、資本支出の統制と起債発行額の配分方法の改革を行った。両者は密接に関連しているので、併せて説明するが、この改革を貫く考え方は、これまで指摘されてきた資本支出統制の「抜け道」をなくすために、資本支出そのものを統制の対象とせずに資本支出の財源を統制の対象とするということである。

1989年度の資本会計の基本は、1989年法第44条で示されるように、「地方自治体の長短期の債務は、総債務限度額(Aggregate Credit Limit)を超過してはならない」ということである。この内容を説明するために、具体的には、以下の手法を導入している。

- 起債方式(credit arrangements)による資本支出充当財源の明確化
- 起債許可(credit approval)による資本支出財源の配分
- 起債限度額(credit ceiling)設定による未払借入金額の上限規制
- 総債務限度額(aggregate credit limit)による短期借入金も含む債務総額の統制

以下、個別に説明する。

① 起債方式による資本支出財源の明確化

1989年法では、前述したような抜け道をなくすために、まず、直接借入(borrowing)

¹⁸ 自治体間でファイナンス・リース契約を締結するとさらに問題点は深くなる。すなわち、リースする側の自治体ではリース料という金融収益を得るために、(金銭ではなく)モノを貸すわけだから実質的には金融取引であるにもかかわらず、オフバランスとして扱われる点である(ファイナンス・リースの説明は、金森久雄ほか編(2002年)『有斐閣 経済辞典』(有斐閣)に従った)。

以外で資本支出に充当される財源を「起債方式(credit arrangements)」として定義し、ファイナンス・リースなどを起債方式とすることで規制の対象とした。たとえば、所有権移転条件付リースでは、リース期間中の各年度のインフレ率などにより割り引くことで、全年度の賃貸料を計算して固定資産取得費とみなすこととしている。

なお、1989年法では、自治体が行う借入(borrowing)について次のように定義している¹⁹。

図表 3-3 自治体の資金借入にかかる規定

自治体は、次の方法により資金を借り入れる包括的権限(general competence)を有する。

- イングランド銀行または 1987 年銀行法(the Banking Act 1987)によって認可されているその他の銀行からの当座借り越し(overdraft)による借入
- 公共事業貸付協会(Public Works Loan Board. PWLB)からの借入
- その他の借入手段による借入

その他の借入手段とは、次の手段を含む。

- ・ 為替手形
- ・ 地方債券
- ・ 抵当

ここで、「起債」という言葉について定義しておきたい。日本語の地方債を英訳すれば、「local bond」になるが、これは、篤志家などが地域に貢献するために著しく低い利率で引き受ける債券を指しており、また、その発行額も小さく、日本の地方債とは異なる。日本の地方債に相当するのは、償還期間が 1 年超の借入金を指す「長期借入金(borrowing)」であり、本稿では、長期借入金を「起債」と同義として扱うこととする。

② 起債許可による資本支出財源の配分

地方自治体が資本支出の財源として借入金をするためには、中央省庁が決定する「起債許可」を超えない範囲でなければならない。この起債許可は、自治体行財政の監督官庁が発行する「基本起債許可(Basic Credit Approval. 以下「BCA」)という」と主に特定の地方公共サービスに監督官庁である各省庁が発行する「特別起債許可(Special Credit Approval. 以下「SCA」)という」との合計額である。

基本起債許可の算定方法は次のとおりである。まず、所管官庁ごとに、自治体の資本投資ニーズを把握しながら、年間資本支出ガイドラインとして、個別自治体の資本投資額を算出する。これを、年間資本ガイドライン(Annual Capital Guidelines. 以下「ACG」という)と呼び、ACG は、教育、公営住宅、公共交通、社会福祉、環境保護・防災・文化サービスの 5 つの分野ごとに設定されるが、それぞれの数値には拘束性はないと言われている。が、実際にある分野の数値を下回り、他の分野を増やすようなことをすると、下回った分野の数値が次年度には引き下げられ(上回った分野の数値は引き上げられない)、全体額が減少するという仕組みになっているから、実際には、拘束性があると言ってもよい数値である。ACG から、資本売却収入額のうち資本投資に充当できると認められている額(Receipt Taken In Account. 以下「RTIA」)を控除した額が、BCA となる。

¹⁹ 1989 年法第 43 条

$$\text{年間資本ガイドライン(ACG)} = \text{基本起債許可(BCA)} + \text{資本売却益再投資可能額(RTIA)}$$

なお、RTIA は、資本投資額を厳しく抑制するために 1989 年法で導入された制度であるが、公営住宅の RTIA は売却益の 25%、他の資産は 50%と定められており、結局、公営住宅にあっては売却益の 75%、他の資産は 50%が債務返済のために留保を義務付けられていたことになる²⁰。

③ 起債上限額設定による未払借入金額の上限規制

政府の財政運営の指針は、保守党政権、労働党政権を通じて、「債務残高を抑制すること」である。1989 年法では、図表 3-4 に示す計算式で決定する起債上限額(credit ceiling)という考え方を導入した。起債上限額とは、制度発足時点の債務残高と当該年度の新規起債額の合計額、すなわち、当該年度末時点の債務残高予定額から、債務返済財源として留保した財源を控除した金額であり、当該年度末時点の純債務額を表すと言ってよい。この起債上限額がゼロかマイナス(すなわち、純債権者)でない限り、起債限度額の 4%に当たる額を「最低経常準備金(The Minimum Revenue Provision. MRP²¹)」として毎年度計上することが、1989 年法により義務付けられている。

図表 3-4 起債上限額の計算

〔初期起債上限額〕
+
〔当該年度における基本起債許可または特別起債許可による起債額〕
-
〔1990 年 3 月 31 日以降の資本売却益留保額〕
-
〔1990 年 3 月 31 日以降、債務返済目的のために留保した資本売却益〕

(注) 〔初期起債上限額〕は、制度発足時点の起債上限額である²²。

²⁰ 後述するように、RTIA の制度は、2004 年度の制度改正によって廃止されている。2004 年度まで、この制度が、資本売却益の再投資を抑制することで資本支出を抑制していたことになる。

²¹ MRP は、「債務償還準備金(Provision for Debt Repayment)」とも呼ばれる。公営住宅会計における起債上限額の 2%、その他の自治体サービスに関する起債上限額の 4%にあたる財源を将来の債務償還のために、経常財源から留保すべきとしている(1989 年法第 63 条)。

²² 初期起債上限額を求める式は以下のとおりである。

〔1990 年 3 月 31 日現在の未払債務額〕
+
〔1988 年 7 月 7 日～1990 年 3 月 31 日までの起債方式による資本支出額〕
-
〔1990 年 3 月 31 日現在の資本売却益の一定割合(資本売却益として充当可能とされている割合)のうちの未充当額〕
-
〔借入金や起債方式の代替財源とすることを目的に留保している資本売却益〕
+
〔地方団体構造改革による調整〕

④ 総債務限度額(Aggregate Credit Limit)による短期借入金も含む債務総額の統制

ここまでで、総債務限度額の構成要素を全て説明したことになる。

総債務限度額とは、先に述べたように、短期借入金も含めて、自治体ごとに、超過してはならない債務総額であり、図表 3-5 に示す計算式で求められる。

図表 3-5 総債務限度額の算定式

〔当該年度 4 月 1 日現在の起債上限額〕
+
〔一時的経常借入額上限〕
+
〔一時的資本借入額上限〕
+
〔当該年度の起債許可額のうち充当見込額〕
±
〔承認済投資計画－留保対象外資本収入〕

なお、短期借入金は、一時的経常借入額上限(temporary revenue borrowing limit)と一時的資本借入額上限(temporary capital borrowing limit)に分けられており、それぞれ、限度額が自治体ごとに決められている。

一時的経常借入金とは、歳計現金の時期的な過不足を調整するために借り入れするので、当該年度中に償還をすることを条件にしている借入金であり、借入期間が最長 12 ヶ月未満のものを言う。一時的資本借入金とは、政府補助金や寄付金など（EU補助金は除く）の特定財源について、内示や申し出等で確保はしているものの未歳入のものについて借入により対応することとしたものを指し、借入期間は最長 18 ヶ月未満のものを言う。

6 2002 年度の導入の資本会計改革－単一資本資金制度

(1) Single Capital Pot(単一資本資金制度)導入の経緯と考え方

【単一資本資金制度の導入の経緯】

政府は、1989 年法による資本会計制度を維持しつつも、資本投資において、より施策横断的な対応が可能にするよう、単一資本資金制度(Single Capital Pot)を 2002 年 4 月に導入した。

単一資本資金制度の導入は、1998 年白書「Modern Local Government – In Touch with the People」において、政策分野横断的な課題に対処するために導入する旨が宣言されていたものである。さらに、導入前年に出された 2001 年白書「Strong Local Leadership – Quality Public Services」では、新たに導入する包括的業績評価システムによって、業績の高く改善努力も進んでいる自治体には、財源を自由に使えるよう裁量権を拡大すること、

一方で、業績が劣り改善に取り組んでいない自治体には、使途を特定した財源の割合を増やすことで政府の統制を強めることを提示している。業績や改善努力によって財源に関する裁量権を変えていく考え方を、資本会計に導入したのが、単一資本資金制度であると言える。

同制度を所管する交通・地方政府・地域省の2002年度版ガイドンス²³によれば、単一資本資金制度では、資本資金の配分を、明快で透明なプロセスによって行うこと、すなわち、より戦略的な計画や良好な業績に着目して資金配分を行うこと、さらに、自治体の意思決定内容と国の優先施策とが整合するようにすることを企図している。したがって、単一資本資金の配分に際して、次の事項を達成することで、アウトカムが改善でき、よりよいサービスを提供できるようになることが期待できる。

- 資金配分額について、より正確に予測できるようにすること、また、資金の配分について、これまでよりも裁量を拡大することによって、より良い計画となるようにすること
- 地方自治体が支出決定に際して、より自律し、アカウントビリティを果たし、責任を十分に背負えるようにすること
- 部局横断的な課題に対応するために、自治体が一体となって、戦略的・効果的な取り組みこと

1989年法における起債許可の配分に比べると、これまで、基本起債許可と言えども、実際には包括的に使途が特定されていたところを、この制度により配分される起債許可については一切の使途の特定をなくしたこと、第二に、希少な資源を最も有効に活用できる自治体に資源配分できるように、資産にかかる投資戦略や管理計画などの質によって配分額を決めるようにしたことである。単一資本資金制度の具体的なフレームについては、次のとおりに整理できる。

【単一資本資金制度のフレーム】

- ① 単一資本資金(以下、「資金」という)の一部を需要基準算定式(needs-based formulae)に基づいて配分し、一部は、大臣の裁量により配分することとしたこと。なお、需要基準算定式による配分は、1989年法における年間資本ガイドラインの決定における算定方法と考え方としては変わらない部分であり、分野ごとに所管官庁が自治体の現状を把握して年間の資本支出のうち、公債に頼る額を提示する仕組みである。したがって、単一資本資金制度で新たに導入された考え方は、後者の「裁量による配分」という点である。
- ② 上記1に記載した大臣の裁量による額の決定には、以下の計画等の成熟度を勘案することとしたこと。

²³ Department for Transport, Local Government and the Regions [DTLR] (2001) “Single Capital Pot Guidance - 2002” para.3. なお、DTLRは、2002年5月に、地方政府に関する業務を、副首相府(Office of Deputy Prime Minister [ODPM])に移している。

- 資本投資戦略(capital strategies)
- 資産管理計画(Asset Management Plans. AMP)
- サービスごとの計画に基づく業績

これまで、資本投資や資産管理、資産を用いたサービス提供という面について、ベストバリュー制度の導入に伴って、その質を問うことは期待されていても、なかなか具体的な対応策がなかったことの改革として、上記計画等の質を見て、より質の高い戦略や計画、業績を示した自治体への配分を高くするという方針を示したのである。

- ③ 需要基準算定式は、4つの資本投資を行うサービス〔交通、住宅、教育、社会福祉〕ごとに、個別の指標を設定して点数化すること
- ④ 政府事務所は、教育・技術省(Department of Education and Skills)および保健省(Department of Health)と協力して、所管自治体が提出する上記計画等の相対評価を行うこと
- ⑤ 評価結果に基づいて、資金の裁量部分の配分を行うこと
- ⑥ ひとつ以上のサービスが一定の水準を下回る自治体については、当該自治体の需要基準算定式による配分額に替わって特別起債許可(targeted Specific Credit Approval)を発行することとする。その場合、当該自治体に改善計画の提出を求める。さらに、水準を大きく下回る自治体には、政府の介入権も行使すること。
- ⑦ 資金による配分額については、全く用途を定めないが、例外は教育分野である。教育分野に関しては、資金の用途を包括的に指定する。教育分野への投資が、指定した水準を下回る自治体については、需要基準算定式による配分を留保し、用途を個別の教育施設と特定した財源配分を行う。教育はブレア労働党政権の最重要政策であり、マニフェストに示した目標達成に向けて、こうした財政的誘因を制度化したものである。
- ⑧ その他の意義

単一資本基金制度そのものではないが、この制度導入とともに、政府は、資産売却益留保制度(Receipt Taken Into Account. RTIA)を廃止している。資産売却益のうち公営住宅は75%、その他資産は50%を債務返済財源として留保することが1989年法により義務付けられていた。この制度廃止について、ガイダンスでは、次のように説明している。

「政府は、自主決定制度の導入を待たずに資産売却益留保制度を廃止する。これまで自治体が資産を売却する際の逆インセンティブとなっていた当該制度を廃止することで、自治体の財政計画の策定も容易になるはずである。」

(2) 単一資本資金制度の運用

単一資本資金制度の導入では、資本資金の配分を、これまでの年間資本ガイドラインと同じ考え方による部分と、政府の評価による部分(大臣による裁量部分という意味で、「Discretionary Element」と呼ばれている。以下、「裁量部分」という)に分ける。以下、裁量部分について説明しよう。

① 裁量部分の政府評価の方法

裁量部分は、自治体から提出される「資本戦略(Capital Strategy)」、「資産管理計画(Asset Management Plan)」、「サービス業績(Service Performance)」の3つの書類²⁴を3段階で評価し、その結果によって資本資金の配分額を決定するものである。

図表 3-6 裁量部分の評価

資本戦略の評価結果	資産管理計画の評価結果	資産業績の評価結果
よい(good)	よい(good)	平均よりかなり高い 又は平均
普通(satisfactory)	普通(satisfactory)	平均または平均以下
劣る(poor)	劣る(poor)	平均よりかなり低い

裁量部分の3段階評価について、資本戦略と資産管理計画の評価は、政府が別途定める指標(それぞれの指標については後述する)により評価するが、その仕組みは次のとおりである。図表 3-8 で第1群としている指標を全て満たし、かつ、第2群の指標のうち75%以上を満たした場合に、「よい(good)」と判断する。第1群は全て満たしているが、第2群の指標は75%未満しか満たしていない場合には、「普通(satisfactory)」とし、第1群の指標に満たしていないものがある自治体は、「劣る(poor)」とするものである。また、サービス業績の評価については、資産業績指標(property Performance Indicators, pPIs)により評価することとしている。指標の数は図表 3-7 に示すとおりである。

図表 3-7 裁量部分の評価に用いられる指標の種類と数

	資本戦略	資産管理計画
第1群指標	8	17
第2群指標	11	26

② 資本戦略の意義と性格

資本戦略は、資本財源を自治体の目標や優先事項に向けて、どれほど効果的に配分し、どれほど効率的に使用するかを示すために作成するものである。政府が求めているのは、さらに、自治体内の部局横断的に関係する課題、たとえば、地域再生や社会的排除の除

²⁴ 実際に求められる資料として、「財政等統計情報」がある。以下の7点が求められる。

【基本的な財政情報(Contextual Information)】

- ① 経常歳入予算の総額と純額
- ② 固定資産に関する情報と、連結貸借対照表に記載されている固定資産に関する分析
- ③ 主要サービス分野における資産の数、総床面積(gross floor area, GIA)
- ④ サービス分野ごとのメンテナンス残評価額
- ⑤ 次期3～5年間の資本計画の要約および資本投資財源の情報、特に、当該期間中に除却予定の資産による売却益に関する情報
- ⑥ 2004年からの新資本財政制度による「政府保障のない起債」に関して、どの程度自治体を取り組む予定であるかということに関する情報
- ⑦ 当該自治体の面積、人口、特徴など、簡単な背景

去、持続可能な発展などに対して、自治体の各部局相互の連携、また、カウンティとディストリクトなどの自治体の各層間の連携、自治体間の横の連携が図られることであるから、資本投資についてもこうした連携を求めている。また、こうした課題解決に向けて、コミュニティと協議して、地域のニーズや要望を適格に把握しておくことも求められていると言えよう。こうした連携や地域との関わりを資本投資に関して体系的・戦略的に考えて表現するのが、資本戦略の意義である。

資本投資戦略では、まず、当該自治体の主要な目的と優先課題とが明らかにされる。これら目的と優先課題と、自治体内の各分野の代表者や他の関係する自治体の代表者によって構成する地域戦略パートナーシップ(Local Strategic Partnership)を通じて策定した自治体全体の戦略(community strategy)²⁵と十分に連動している必要がある。そのほか、ベストバリュー業績計画(Best Value Performance Plan)、近隣再生戦略(neighbourhood renewal strategy)などとも連動していなければならない文書である。

③ 資本戦略の内容

資本戦略に盛り込まれる内容は、以下のとおりである。

【資本戦略の内容】

- 自治体の概要(人口などの各種統計数値、資産などの財政的情報)
- 自治体内の全ての資本支出内容、資本支出の財源の内訳
- 資本計画を実行後の管理の仕方および監査の方法
- 資本投資に関する競争的資金(欧州基金や地域開発公社資金、宝くじ資金など)獲得の情報

こうした情報により資本戦略では、次の諸点を明らかにしていくものである。

【資本戦略で明らかにする内容】

- 資本を投資する事業をどのようにして選択したか
- 上記で選択された資本を投資する事業の優先順位付をどのようにしたか
- 着手中の資本投資事業の監視および完了済みの資本投資事業の評価をどのようにするか
- 現有の資産や当該資産を通じて提供されるサービスに関して見直して、以下の視点を明らかにすること
 - － 資産利用について、より効率的で効果的な方法かどうか
 - － 当該資産の除却によって、どの程度の売却収入が得られる

④ 資本戦略の評価基準

資本戦略の評価は、以下に掲げる第1群の基準と第2群の基準に、どの程度合致しているかを判断することである。判断結果と評価結果については、先述の図表 3-6 に掲げるとおりである。以下、資本戦略の評価基準の詳細を示す(図表 3-8)

²⁵ ベストバリューの導入により、自治体は、自治体全体の戦略策定が法律により求められているところである。

図表 3-8 資本戦略の評価基準(Capital Strategy Assessment Criteria)

第1群(Primary Requirements)

1. 資本戦略は、自治体の資本投資目的と優先課題、資本支出計画を明確に示す戦略的な書類となっており、これら目的や優先課題等は、自治体の各種計画(たとえば、自治体計画(Community Plan²⁶)、住宅戦略(Housing Strategies)、教育開発計画(Education Development Plans)、社会福祉戦略(Social Services Strategies)、地域交通計画(Local Transport Plan)、文化戦略(Cultural Strategies)、資産管理計画(後述)、教育・技術省資産管理計画など)と連動していること。さらに、資本戦略は、自治体の部局横断的な活動などを明確に示すものであること。
2. 資本戦略は、自治体が調製する書類の中でどのような位置づけにあるかをはっきりと示しているものであること
3. 資本戦略が、自治体の全資本支出を網羅し、かつ、資本財源の使用によってどのような影響があるかを示すものであること
4. 資本戦略が、資本投資事業の優先順位付がどのように行われたかを説明していること
5. 資本投資が経常的歳入・歳出にどのような影響があるかを説明していること
6. 資本戦略は、ベストバリュー見直しやその他の関係する見直しや改善開発計画などの結果をもとにして作成されていること
7. 資本戦略は、利害関係者や協働事業の相手の考えをどのように掘り起こし、資本戦略の作成や改正をどのように伝えるかを明らかにしていること
8. 資本戦略は、重要な協働の相手や協働事業の内容を明確に示すものであること

第2群(Secundary Requirements)

一般事項

1. 資本戦略には、資本支出の財源に関する十分な情報が記載されていること
2. 資本戦略には、当該自治体の PPP/PFI と他の資本投資財源獲得への取り組みの概要が記されていること
3. 資本戦略には、ベストバリューのガイダンスなど(例：ジョン・イーガン(John Egan) 卿が主宰した建設タスク・フォースのレポート)で示されている調達に関する戦略に関する自治体の政策が述べられていること

パートナーシップに関する事項

4. 資本戦略には、他の自治体や関係する団体と協働して事業を進める場合に(例：近隣自治体、地域のプライマリー・ケア・トラスト、ボランティア・セクター、民間セクターなどと協働して進める資本投資事業)、どのような手順でパートナーシップを構築していくかを示していること

²⁶ 日本の総合計画に相当するもので、策定が法定されている。

業績の測定と監視

5. 資本財源の充当によって、どのように自治体全体と当該サービスの目的を達成しているかを記述し評価するために、業績測定とベンチマーキングを活用していることが確認できること
6. 業績測定とベンチマーキングの結果が、利害関係者とのコミュニケーションに活用されていることが確認できること
7. 業績測定とベンチマーキングの結果が、サービスの向上と目標達成を図ることに活用されていることが確認できること
8. 業績測定活動によって、資本投資事業と補助金やパートナーシップの獲得が促進されているということが確認できること
9. 当該自治体の資本投資計画について、効果的な管理を行い、測定と監視をしていくことを説明する書類であり、しかも、自治体全体で合意をしている3年間にわたる戦略計画が存在すること

部局横断的な活動

10. 地域再生や持続的発展などのような部局横断的な目的達成のために、最優先事項と目標値を設定、かつ／または実行していることが確認できること
11. 革新的な解決手段を検討し、条件に応じて臨機応変に採用することによって、部局横断的な活動がアウトカムの向上をもたらしたことが確認できること

(出所)ODPM(2002). Single Capital Pot Guidance – 2002

⑤ 資産管理計画(AMP)の意義と性格

資産管理計画(AMP)とは、自治体の資産活用の向上を目的として、現在の資産管理状況と成果、将来の改善方向に関する詳細を記した書類である。資産管理計画では、自治体の資産を長期的に活用していくプロセスが規定されることになる。

資本戦略では、自治体の資本支出と経常歳入への影響について全般を網羅しているのに対して、資産管理計画では、運用財産と非運用財産と非運用土地における自治体の利益に関する部分を対象としている。さらに、次の財産は除いている。

- 公営住宅と教育用財産。これらは、それぞれ、公営住宅事業計画(Housing Business Plan)と教育資産管理計画(Education AMP)に記されている。
- 道路と交通インフラ、車両、工場、備品

⑥ 資産管理計画に記載される事項

資産管理計画に記載される事項は次のとおりである。

- 自治体資産管理に関する組織的体制
- 協議の視点、すなわち、利害関係者の見解を、いかに資産管理のプロセスに活かしていくか
- データ管理、すなわち、資産データをいかに収集、記録、管理し、業績管理のため

にいかに関活用していくか

- 業績の管理と監視、すなわち、業績を向上させて、自治体全体と当該サービス分野の目標達成をするために、いかに資産管理情報を活用するか
- 計画策定と実行の視点、すなわち、事業の事前評価、事後評価、財産の見直し評価、合理化、3～5年期間の資本計画、メンテナンス計画、取得計画などを策定しているか
- 業績情報、すなわち、国が定める資産業績指標(pPI。図表 3-10)とその他、自治体が定める資産業績指標

これらを見る限りでは、資本戦略が対外的書類であるのに対して、資産管理計画は、内部の管理のための書類という位置づけであることがわかる。事実、当初は、2004年度からの新資本財政制度導入においても、資本戦略と資産管理計画は公表・活用していくとしていたが、資産管理計画は2004年度から自治体は公表しないということになっている。

⑦ 資産管理計画の評価

資産管理計画の評価も、資本戦略の評価と同様、第1群の基準と第2群の基準というアプローチを採っている。それぞれの基準については、以下の図表 3-9 のとおりである。

図表 3-9 資産管理計画の評価基準(Asset Management Plans: Assessment Criteria)

第1基準

1. 自治体資産管理のための組織体制

- 1.1 自治体資産管理官(Corporate Property Officer)には、資産管理に関する全ての事務を司る権限が与えられていること
- 1.2 自治体資産管理官の役割と責任は明白に規定されており、自治体全体の関係者全てと、これら役割と責任について、十分な情報提供がなされていること
- 1.3 戦略策定と意思決定を行う上級公務員や議員に対して、自治体資産管理官は報告を行い、アカウンタビリティを果たしていること
- 1.4 部局横断的なサービスについて、自治体資産管理官や各サービス部門の責任者、必要に応じて、資本戦略や自治体戦略の策定に関わった財政局長や事務官等がメンバーとなるフォーラムを設立している明白な事実があること
- 1.5 当該自治体の資産を戦略的に管理するということが、上記フォーラムの所管事項として、規定されていること
- 1.6 上記フォーラムに関して、以下の事実が確認できること
 - ーフォーラムは、資産管理計画を策定し、当該計画が上級公務員と議会とによって承認されるよう働きかけていること
 - ーフォーラムは、資産管理計画の情報が十分に提供され、さらに、資産計画が他の重要な自治体全体の計画やサービス部門ごとの計画や目的の達成を指示するように働きかけていること

ーフォーラムは、定期的な会合を開催していること(少なくとも、年に2回。必要に応じて、それ以上)

2. データ管理

- 2.1 自治体資産管理官は、自治体の全資産に関する記録を取り、その中でも、基礎的・中核的なデータは、保持するよう、確実に働きかけていること
- 2.2 上記の情報の妥当性が検証されていること
- 2.3 資産管理計画は、資産ポートフォリオの業績管理に必要なデータを明確に把握できるものであること
- 2.4 当該ポートフォリオの全般的な状況(状況をA～Dまたは1～4の段階で表示)に関する統計的な情報とメンテナンス不備に関する情報とが資産管理計画の中に含まれていること

3. 業績の管理、監視、情報提供

- 3.1 自治体資産管理官は、DTLRが定める資産業績指標(pPIs)に関連した業績アウトカムを含む資産ポートフォリオの業績について、少なくとも毎年1回、議員と主要職員に正式な報告を提出していること
- 3.2 資産管理計画には、5つの資産業績指標(pPIs)全てについて、自治体がどのような状況にあるかを示す情報が盛り込まれていること
- 3.3 議員に対しては、全体予算と業績監視の一環として、資産計画に関する進捗状況や業績情報が提供されていること

4. プログラム、計画の展開、執行

- 4.1 資産管理計画は、当該自治体の資産に関して要求される事項について、その概要を示すものであり、当該要求事項の達成について想定されているプログラムの概要を示すものであること(例として、資産の取得、除却、投資、改築、維持管理、使用状況のよい資産と悪い資産それぞれに関するプログラム、共同利用や共同設置を促す計画などが挙げられる。)
- 4.2 自治体資産管理官は、各プロジェクト間の選択をするための評価手法や優先順位付をする手法があることを示していること
- 4.3 資産売却益の将来予測を含む3年間の資本プログラムが策定されていること
- 4.4 資本投資が関連するプログラムや計画には、アウトプットとアウトカムの目標値が設定されていること

第2基準

自治体資産管理に関する自治体体制

1. 自治体資産管理官と資産管理フォーラムが、自治体の資産と資産を通じたサービスについて、その供給や業績を定期的に見直して、当該資産の最も有効な管理・計画・使用を図っていることが確認できること。以下の例に挙げるような重要な発見事項や成果は主要職員と議会に報告されていること。

- 業績のよい資産と悪い資産の特定と合理化

- 共同利用や共同設置の促進
 - 資産の使用や供給、管理に関する体系的な見直し
 - 計画や監査、見直しの知見から得られた資産関連の事項の特定
2. 自治体資産管理官と資産管理フォーラムが、自治体の資産と資産を通じたサービスについて、利害関係者の満足度を考慮していることが確認できること
 3. 執行部(cabinet)の議員(または、筆頭委員会(lead committee)の議員²⁷)が、議会に代わって、当該自治体の財産・資源に関する責任を有していること
 4. 自治体資産管理官が資本戦略の策定に関わっており、さらに、総合計画や実施計画の策定にも関与していること
 5. ベストバリュー業績計画やベストバリュー見直し、資本戦略、コミュニティ計画、地域パートナーシップ戦略などの計画や戦略において、財産管理がいかなる意義を有しているかを明らかにしていること
 6. 自治体財産の使用について、当該自治体内の部局間で、あるいは、他の機関との間で、横断的な使用するなどの実態が認められること

協議

7. 当該サービスの評価や利用者、占有者からのフィードバックに基づいて、自治体財産管理のプロセスが見直されるようになっている実態が認められること。
8. 関係者との協議による指摘等事項に基づいて、財産そのものと当該財産を通じて提供されるサービスの業績とが継続的に改善されている実態が認められること。

データ管理

9. 自治体資産管理官が、資産ポートフォリオに関して必要となるデータについて、一般的なサーベイを行っていること
10. 自治体資産管理官が、資産に必要な改築・改良について計画を明確にしていること
11. 自治体資産管理官が、「中間的な(intermediate)」データ(例えば、資産の状態、賃貸料、利用者の詳細など随時更新を必要とする資産データなど)を管理するデータ・システムの開発に着手していること
12. 自治体資産管理官が、特定資産照会ナンバー制度(Unique Property Reference Number)を導入しているか又はそれに代えてより適切な資産照会制度を検討することの理由を明確にし、検討に着手していること。
13. 自治体資産管理官が、資産管理情報の集中的連携管理に取り組み、当該情報と関連する財務情報との統合を図っていること。
14. 自治体資産管理官が、データ利用者に対する教育ニーズを見直して、当該ニーズを満たすことのできるシステム開発に着手していること。

²⁷ 2000年地方自治法の改正では、議会改革として、住民投票を経てそれまでの委員会制度を改めることができることとして、委員会制度に代わる形態として3つのあり方を示した。その中に、公選首長または与党リーダーによって組織される執行部(原語では、cabinet と呼ばれる)を設置する選択肢がある。また、委員会制度に変更を加えない場合は、通常、資源・財政委員会のように最高の権限を有する委員会を筆頭委員会(lead committee)としている。

業績管理、業績監視、業績情報

15. 自治体資産管理官が、自治体が掲げる目標と資産の活用との関係を示す一連の地方業績指標²⁸を開発し利用している実態が明白に認められること。
16. 自治体資産管理官が、資産および資産から提供されるサービスの業績や競合性について、他の同様な自治体やサービス提供者と比較できるような仕組みを開発しているという実態が明白に認められること。
17. 業績指標の開発と監視とが、利害関係者との協議や利用者満足調査において考慮されているという実態が明白に認められること。
18. 業績測定が、継続的な改善過程にフィードバックされているという実態が明白に認められること。
19. 余剰資産や余剰スペースに関する活用状況を示す指標が、地方業績指標の中にあり、かつ、その指標が活用されていること。
20. 適切な対応をしていない施設維持管理の状況について、議員と部長に対して、文書による報告が行われていること。
21. 自治体資産管理官が、資産分類ごとの現在と将来の資産ポートフォリオについて、その妥当性を検証する情報を収集していること。

計画策定、計画改善、計画の執行

22. 資産管理計画(AMP)は、自治体の目標達成と資産との関連を自治体が特定できるような計画となっていること。
23. 資産管理計画は、自治体の資産全般にわたるものであること。
24. 資産管理計画は、自治体現有の資産について、現在の利用状況と業績と将来の利用予測と業績予測との差異を、自治体が徹底的に分析し調査していることを示していること。
25. 自治体は、24.で言う差異をなくすためのいくつかの手段を特定して評価していること。
26. 資産管理計画は、25.の分析に基づく3～5年の戦略的なアクション・プランについて、その概略を示していること。

(出所)ODPM(2001). Single Capital Pot Guidance – 2002

⑧ 資産管理計画に記載される資產業績指標(property Performance Indicators. pPIs)

資産管理計画には、5つの資產業績指標が掲げられている。その目的は、ファシリティ・マネジメントをいかに行っているかを自治体自らが把握することと、全国統一の指標を設定することで、ファシリティ・マネジメントのベンチマーキングを行うという2点にある。なお、資產業績指標の対象から除外される資産は、道路、車両、工場、備品である。

5つの資產業績指標とは、以下の図表3-10のとおりである。

²⁸ 地方業績指標とは、ベストバリューにおいて内閣が一元的に決定するベストバリュー業績指標に加えて、自治体ごとに自治体の実情に沿って策定する指標を言う。

図表 3-10 資産業績指標

指標 1	説 明
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産管理の現状について測定すること ● 維持管理が資産ポートフォリオにおよぼす影響を示すこと ● 維持補修等の未了部分について詳細な情報を提供すること ● 維持補修等の未了部分の経年変化を示すこと
指標 1A	<p>管理状態 A～D ごとの施設等面積</p> <p>管理状態 A：所期の管理目標どおりに管理されており、かつ、効率的に運営されている。</p> <p>管理状態 B：施設等の状態に軽微な指摘事項があるものの、おおむね所期の管理目標どおりに管理されている。</p> <p>管理状態 C：施設等の状態に重篤な指摘事項がある、および／または、所期の管理目標どおりに管理されていない。</p> <p>管理状態 D：耐用年数を経過している、および／または、施設等利用を継続するのに重大な問題がある。</p>
指標 1B	<p>維持補修の未了部分について、□)トータル・コスト、□) 優先順位(1～4)ごとのコスト・ベースでの割合</p> <p>優先順位 1：至急、維持補修を行う必要がある。</p> <p>行わないことで、施設等の閉鎖や占有者に重篤な健康上の被害などが予想されるもの、および／または、重大な法令違反があるもの</p> <p>優先順位 2：2年以内に維持補修を行う必要がある。</p> <p>行わないことで、施設等の損壊の可能性や占有者の健康上、中程度の被害が予想されるもの、および／または、法令の軽易な違反があるもの</p> <p>優先順位 3：3～5年以内に維持補修を行うことが望ましい。</p> <p>行わないことで、施設等の劣化の可能性や占有者の健康上、軽度の被害が予想されるもの、および／または、法令の軽易な違反があるもの</p> <p>優先順位 4：5年後以降の長期的な視野で維持補修を行うことが望ましい。</p> <p>行わないことで、施設等の劣化の可能性のあるもの</p>
指標 2	説 明
目的	<p>非運用資産を保有していることについて、財政的観点から、その妥当性を検討すること。資産ポートフォリオにおいて、該当の資産を保有するか、除却するかという選択肢について、メリットとデメリットを財政的視点から整理すること。</p>

指 標 2A,B,C	以下の資産ポートフォリオにおける内部収益比率(Internal Rate of Return: IRR) (a)工業投資用資産、(b)小売販売業投資用資産、(C)農業投資用資産 この指標の活用方法としては、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ● 該当年度間の投資ポートフォリオの業績を監視すること ● 投資資産の業績を比較すること ● 公共事業資金融資協議会(PWLB)の利率と投資について機会費用を比較すること 自治体は、IRR の情報を活用して、非運用投資資産の実態について見直しや改善を図ること。
指標 3	説 明
目 的	資産から提供されるサービスのコストと効率性を測定すること
指標 3A	運用資産の年間の単位管理コスト：管理コスト(表脚注参照)÷総床面積
指標 3B	非運用資産の年間の単位管理コスト：管理コスト÷総床面積
指標 4	説 明
目 的	資産のエネルギー効率について、耐用年数を通じて、また、年間ごとに、効率的に使用することを促進すること。
指標 4A	単位維持補修コスト：維持補修コスト÷総床面積
指標 4b	単位エネルギー・コスト：光熱費(ガス、電気、灯油、固形燃料)÷総床面積
指標 4C	単位水道費：水道費÷総床面積
指標 4D	単位二酸化炭素排出量：二酸化炭素排出量÷総床面積
指標 5	説 明
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規投資プロジェクトが、期限と財源を遵守して進捗していることを測定し監視すること ● プロジェクトの優先度決定過程、業績測定の仕事構築、監視システム構築などに活用すること
指標 5A	コスト予測可能性 予想コストの±5%以内の実コストとなったプロジェクトの割合 実コストには、建設事業費に加えて、コンサルタントへの費用や税等法定の費用等を含む
指標 5B	期限予測可能性 予定した期間の±5%以内の施工期間となったプロジェクトの割合

(注)管理コスト

管理コストは、ベストバリューの規定に基づく以下の図表 3-11 に示す計算式によって求めることになる。

図表 3-11 ベストバリュウの規定に基づく管理コストの計算

費目名	細費目名	細々費目名
人件費	直接人件費	給与費、賃金、社会保険料、年金積立金
	職員研修費	直接人件費に係る職員研修費
	その他人件費	新規採用職員募集費用等
その他費用	旅費交通費	自動車保険、借上車の借上費用等含む
	IT 関連費用	施設に係る IT 費用
	コンサルタント費用	施設に係るコンサルタント費用
	その他物件費	消耗品費、通信費等
一般管理費	部内一般管理費	施設所管部局の一般管理費(財務、IT、人事などのシェアード・サービス費用)
	自治体内一般管理費	自治体の官房部門費用(法務、事務総長室費等)
	その他費用	その他、自治体全体に係る備品等の費用

(出所)ODPM(2001). Single Capital Pot Guidance – 2002

(3) 単一資本資金制度の運用の実態

2002 年度の単一資本資金の配分を行った交通・地方政府・地域省は、2002 年度の年次報告書の中で、単一資本資金による資金配分は、当初予定していた資金配分の半分程度にとどまっていることを明らかにし、地方政府協会(the Local Government Association, LGA)は、その数値を 48.5%として、「相応の額」を配分するとした政府の方針は達成されていないことを指摘している。

2002 年度配分と 2003 年度配分ともに、配分額の 95%は需要基準算定式により配分され、残る 5%が地方自治体の計画や業績に対する政府の評価によって配分されている(図表 3-12)。自治体の種別によって、その配分割合は異なるが、図表 3-12 で示すように、ディストリクトでは配分額が大きくなっている。資本支出の太宗はディストリクトの所管事項となっている公営住宅の建設・改築であり、ディストリクトの場合、公営住宅以外の資本支出は大きくないことを考えると、公営住宅を核にした横断的施策について単一資本基金からの配分が行われたと考えることもできるだろう。が、いずれにせよ、自治体側から見ると文書の作成にかかる煩雑さに比べて、また、省庁の側から見ると当該文書の評価に係る手間に比べて、その配分割合は決して大きくはなかったことは確かである。

図表 3-12 基本起債許可額配分額(2003 年度)

単位：百万ポンド

	需要基準 算定式年間 資本がト・ライン 合計額 [1]	(控除) 前年度 までの 調整額 [2]	需要基準 算定式 による配分額 [1]-[2] [3]	裁量によ る配分額 [4]	基本起債許 可額合計 [3]+[4] [5]	裁量に よる配分 割合 %
シティ	0.3		0.3	0.1	0.4	29%
ロンドン区	363.3		363.3	19.0	382.0	5%
大都市圏 ディストリクト	538.0	4.0	534.0	28.0	562.0	5%
カウンティ ディストリクト	960.0	-6.0	966.0	38.0	1,004.0	4%
単一自治体	472.1	21.0	451.1	20.0	471.2	4%
合計	2,560.5	50.0	2,510.4	132.2	2,642.6	5%

(出所)CIPFA(2004)Councillors' Guide to Local Government Finance 2004 Fully Revised Edition. P52. Table4.5

(4) 単一資本資金制度の評価

2002 年度から運用された単一資本資金制度は、わずか 2 年間で廃止されることになる。しかし、この制度による起債額配分を廃止したのであって、後に述べる資本戦略や資産管理計画などの制度運用の際のツールは、そのまま残ることになる。これらは、2004 年度から導入された起債額の自主決定制度においても重要なツールとなるのである。また、単一資本基金制度は、1998 年の白書で導入が提案されたものの、導入前の 2001 年度の白書では自主決定制度の導入が提案されて、単一資本基金制度の廃止が示唆されている。こうした現状と経緯から見ると、単一資本基金制度は、自主決定制度移行に向けての過渡的制度であったと考えられるのではないか。

7 2004 年度導入の資本会計制度

2004 年度から導入された資本会計制度は、これまでの政府による自治体借入金額の統制を事実上止め、自治体自ら借入金額の上限を設定して遵守していくという方式であり、20 世紀に入ってから自治体の借入金統制を行ってきたことを考えると、画期的な転換であったと言えるだろう²⁹。

2003 年地方自治法(Local Government Act 2003)では、この制度を施行するにあたって、CIPFA に実施基準を策定することを委任し、CIPFA は、その委任に応じて、「自主決定基

²⁹ 配分方法としての基本起債許可(BCA)と特別起債許可(SCA)は政府保証のある起債として意義があり、そのまま存続しているものの、政府保証のない起債までも、これまで政府による起債限度額統制の対象となっていた。自主決定方式では、政府保証のない起債については、自治体の自主性に任せられたことになる。

準(The Prudential Code)」を 2003 年に刊行した。以下、当該基準に従って、自主決定制度の説明をしよう。

(1) 自主決定制度と財政自主権

自主決定制度(The Prudential Limit)とは、各自治体の借入限度額を政府が決定してきたのに対して、財政の健全性、償還に関する余裕度、財政の持続可能性などに関する指標(これらの指標を総称して、「自主決定指標(prudential indicators)」という)により妥当な借入上限額を自治体自ら設定して、当該上限額の範囲内で借入を行っていくというものである。借入に係る財政自主権を回復する制度として位置づけられるものである。自治体は、基本的には、この自主決定指標から得られる借入金額の上限内で借入を行うことができるものの、2003 年地方自治法第 4 条によって、自治担当大臣(Secretary of State³⁰)には、全自治体の借入総額と各自治体の借入限度額について制限をする権限が留保されている。この財政自主権の例外は、第 4 条によれば、以下のとおりである。

- ①地方自治担当大臣は、国家の経済的理由がある場合には、規則を制定して地方自治体全体の借入金限度額を定めることができる。
- ②特定の地方自治体が、財政の健全性を損なうほどの借入を行っているような事態に対しては、規則を制定して当該自治体の借入金限度額を定めることができる。
- ③前 1 号、2 号の限度額については、借入方法によって異なる限度額を定めることができる。

確かに、政府による限度額設定は留保されているが、実際には「できる」規定であることから、導入初年度にあたる 2004 年度について政府は一切の限度設定を行っていない³¹。

(2) 自主決定指標(Prudential Indicators)

自主決定制度を実施していくうえでの核心は、自主決定指標による判断であり、これら指標を用いた判断の透明性である。そこで、自主決定指標とは何かを、実施基準に従って説明する。

実施基準に示される自主決定指標の性格としては、実施基準の中で以下の 2 点が指摘されている。第 1 に、自治体が最低限設定して測定すべき指標であること、第 2 に、自主決定指標は、自治体の借入金額等に関する意思決定を透明にし、客観的にすることが目的であって、自治体間の比較を行うものではないこと、である。

自主決定指標の策定について、自治体が留意しておくべき視点は以下の 6 点が実施基準では示されている。

³⁰ 担当大臣を意味する用語は、ここに掲げられた Secretary of State と Minister of State の 2 つがある。前者は閣内大臣であり、後者は閣外大臣である。したがって、第 4 条で言う担当大臣は、副首相(Deputy Prime Minister)を意味する。地方自治担当の閣外大臣の名称は、Minister of Local Government である。

³¹ このことは、2004 年 3 月に行われたブラウン大蔵大臣の予算演説の中でも、次のように述べられている。「向こう 1 年間は、政府が借入金額に限度を設定するようなことはしない。しかしながら、一定の条件下で限度額を設定する権限を政府は留保している。」

- ア. 財政の健全性はどのようになっているか。例としては、当該年度の借入がどの程度カウンスル税の水準の変化に影響を与えているかなどである。
- イ. 償還に関する余裕度と財政の持続可能性については、どのようになっているか。例としては、外部からの借入金が自治体の全財政におよぼす影響はどのようになっているかなどである。
- ウ. バリュー・フォー・マネーの観点からみて、自治体の現状はどのようになっているか。
- エ. 資産の受託者責任の果たし方はどのようになっているか。例としては、資産管理計画の内容はどうか。
- オ. サービス提供の目的はどうか。具体的には、当該自治体の戦略計画の内容はどうか。
- カ. 実現可能性はどうか。具体的には、将来計画の達成可能性はどうか。

こうした諸点に留意しながら策定していく自主決定指標は、大きく次の3つに分類される。

- ① 財政の健全性(affordability)に関する自主決定指標
- ② 償還に関する余裕度(prudence)に関する自主決定指標
- ③ 財政の持続可能性(sustainability：資本支出、外部債務と出納業務)に関する自主決定指標

以下、この分類に従って順次説明する。

(3) 財政の健全性(affordability)に関する自主決定指標

財政の健全性に関する自主決定指標設定の目的は、自治体の総資本投資額が自治体の財政健全性を損ねない範囲のものであるかを確認することである。特に、当該資本投資によってカウンスル税の水準が許容し得る範囲内であるかどうか、公営住宅建設投資の場合には、住宅経常歳入会計(Housing Revenue Account)において許容し得る範囲内の賃貸料であるかという数値が代表的なものである。いずれの数値も、地方自治体の財政運営において根底にある基本数値(bottom line)であり、地域コミュニティの中で財政運営が理解され住民に受け入れられるという視点で健全性を保証するものである。

カウンスル税や賃貸料は、一般会計(general fund)と住宅会計(housing account)それぞれの収入の太宗であるものの、他の収入と支出の関係も財政の健全性にとって重要な要素であることは言うまでもない。また、現状値だけでなく、当該資本投資を行うことによる将来の財政健全性についても、借入等の判断において必要な視点となる。

このような考え方から、実施基準では、財政の健全性を見る場合に検討しておくべき事項として以下の諸点を列挙している。

【財政の健全性の検討に必要な事項】

- 当該の資本支出の財源として、すぐに活用できる財源(資産売却収入、資本補助金、経常歳入会計からの繰入金など)はどの程度あるか

- 当該の資本支出は、短期的、長期的に、経常歳入会計にどの程度の影響を与えるか
- 支払利息と未収利息の見込額はどの程度か。
- 現行の債務負担などのコミットメントは、資本会計、経常歳入会計でどの程度あるのか。ここで言うコミットメントには、PFI や PPP、オペレーティング・リースに関連するものが含まれる。
- 経常歳入会計における収入と支出の見込はどのようになっているか。
- 将来、優先的な資本投資事項にどの程度回せる余地が残されているのか。
- 偶発債務はどの程度あるのか。
- 退職手当の支払いが経常歳入会計におよぼす影響はどの程度あるのか
- 公債費支出の財源として、政府補助金と他の主体からの拠出金といった依存財源が充当できる割合はどの程度あるのか。
- 最低経常歳入留保額(minimum revenue provision)は、どの程度あるのか

以上の諸点を検討した上で、実施基準では、以下に例示している財政健全性に関わる自主決定指標によって財政の健全性を判断することを求めている。

【財政健全性にかかる主要な自主決定指標】

①経常歳入会計の収支差額に対する公債費の比率見込

計算式：公債費見込額÷経常歳入会計の収支差額見込額×100 単位：%

上記の式で、向こう3年間の比率を見込むことになる。

ここで経常歳入会計の収支差額見込額とは、日本の自治体会計における形式収支の見込額と同様である³²。

なお、住宅経常歳入会計(Housing Revenue Account)を持っている自治体、すなわち、カウンティを除く自治体については、上記の式を、住宅経常歳入会計分と、それ以外の会計分に分けて表示することになる。

②経常歳入会計における収支差額に対する公債費の比率実数値

年度末の決算財務諸表のうち連結経常歳入会計から、①にかかる実数値が求められる。

計算式：公債費実額 ÷ 経常歳入会計の収支差額実額 × 100 単位：%

③資本投資がカウンシル税の水準におよぼす影響見込額

計算式としては、次の2つの数値の差を求めるものである。

数値(i)：現行の資本投資計画に基づくカウンシル税所要額(budgetary requirement³³)
見込

数値(ii)：当該の資本投資を行った場合のカウンシル税所要額見込

³² 英国の自治体は、経常歳入会計の決算が赤字になることは法(1925年レイト・資産評価法(Rating and Valuation Act 1925)第12条第3項)により禁じられている。

³³ 英国の地方財政制度では、[歳出予算額－特定財源見込－一般財源のうち依存財源額]という計算式で求められた差額がカウンシル税であり、歳出予算額の規模がカウンシル税の規模に直接影響してくる。このような関係式から予算の機能は、カウンシル税の所要額を求めると言っても過言ではなく、Budgetary requirement とは直訳すれば予算要求額ということになるが、むしろ、税財源所要額ととらえられている。

計算式：数値(i)－数値(ii) 単位：£

この計算式では、当該の資本投資によってカウンシル税がどの程度増加するかということが示されることになる。

なお、住宅経常歳入会計を持つ自治体は、□と同様に、住宅経常歳入会計とそれ以外の経常歳入会計とを区別して、前者では賃貸料の変化を、後者ではカウンシル税の変化を求めることになる。

(4) 余裕度に関する自主決定指標

余裕度に関しては、まず、【財政の健全性の検討に必要な事項】の中に掲げている事項のうち、次の2点を検討することが求められている。

【余裕度の検討に必要な事項】

- 公債費支出の財源として、政府補助金と他の主体からの拠出金といった依存財源が充当できる割合はどの程度あるのか。
- 最低経常歳入留保額(minimum revenue provision)は、どの程度あるのか

その上で、余裕度に関する自主決定指標として、次の指標を挙げている。

【余裕度に関する自主決定指標】

- 純借入額と資本財源所要額(capital financing requirement)

計算式：純借入額(短期的借入金を除く) < 過去の資本財源所要額 + 当該年度と向こう2年間の資本財源所要額

この自主決定指標の考え方は、「中期的にみて、借入金は資本投資目的に限られるべきであることを保証するために、地方自治体は、短期借入を除く純借入額が、過去の資本財源所要額と当該年度と向こう2年間の資本財源所要額の合計値を上回らないようにすることが求められる」というものである。余裕度に関する自主決定指標は、この一つであるが、重要な概念である資本財源所要額(capital financing requirement)を含むものであり、自主決定指標の中でも中核をなす指標と言える。

(5) 資本財源所要額(capital financing requirement)

ここで、資本財源所要額について説明しておく。

資本財源所要額という用語は、「financing」という単語の意義に注目する必要がある。CIPFAの実施基準によれば、次のように解説されている。

「「financing」という言葉は、現金による支払いを意味するのではなく、いかなる資本会計上の支払額についても、支出の時点か長期的におよぶかどうかを問わず、完全に処理することができる財源手当を意味するものである。」

この定義から、さらに、資本財源所要額の考え方を以下のように整理している。

「地方自治体が利用できる財源手当には様々あるが、投資事実の発生時点で適用できる財源手当としては、以下のものがある。

- 財産収入
- 経常歳入会計からの繰入金
- 資本補助金
- 他の主体からの拠出金

上記の財源手当以外の方法で資本支出を行うこと、すなわち、資本支出の事実時点で財源手当を行わない場合には、資本財源所要額が増加することになる。その典型的な例が、長期借入金による資本支出である。」

長期借入金については、資金管理の立場から、また、「資源(resource)」の立場から次のように述べている。

「長期借入金による資本支出の財源手当」という用語には、2つの問題がある。第1に、長期借入金は資本支出の財源手当ではなく、現金を獲得するためのものであり、財源ではない。なぜならば、長期借入金は償還しなければならないからである。第2に、長期借入金を特定の資産と連動させてはならないという点である。自治体の資金管理は、日ごとに収支が黒字赤字に変動し、その変動を見ながら借入等を行っている。特定の投資と借入とを結びつけて償還期限を定めることは、最も効率的な資金運用と借入という視点からは相容れないものである。」

上記の指摘は、外部債務(external debt)と長期借入金(borrowing)とを峻別すべきという視点につながる。すなわち、日々の資金管理では、経常歳入会計における短期借入金か、資本会計における長期借入金かという区別は行っていないから、外部債務と長期借入金とは同義ではないということを確認しておく必要があるということである。

したがって、資本財源所要額とは、資本目的のための潜在的な借入需要額を表すものである。

実施基準における以上の理解をもとに、資本財源所要額について整理すると次のようになる。

- 資本支出が発生したときには、必ず、資本財源所要額が増加すること
- 資本支出が、財産収入や経常歳入会計からの繰入金、資本補助金、資本拠出金によって即座に財源手当をされる場合には、資本支出発生と同時に、当該額分の資本財源所要額は減少すること
- 資本支出が、その発生と同時に財源手当をされなかった場合には、当該額分の資本財源所要額が増加すること
- 資本財源所要額は、将来的には、財産収入や資本補助金、拠出金、経常歳入会計からの繰入金という財源の充当によって減少することになること
- 過去の資本財源所要額は、連携津貸借対照表の次の費目の数値から得られるものであること

【過去の資本財源所要額算定に関する連結貸借対照表費目】

- 固定資産
- 繰延費用

- 固定資産更新準備金
- 資本財源準備金
- 繰延政府補助金

以上の整理を基に、資本財源所要額の計算例を示すと次のとおりである。

図表 3-13 資本財源所要額の計算例

[20x2 年度末の連結貸借対照表における資本財源所要額 = £500,000,000]

説明	資本財源所要額(単位：千ポンド)
20x2 年度末の実資本財源所要額	500,000
20x3 年度中の資本支出予定額	+38,000
20x3 年度中の財産収入充当予定額	-15,000
20x3 年度中の資本補助金／拠出金充当予定額	-5,000
過去の資本支出に対する最低経常歳入留保額	-20,000
20x3 年度中の経常歳入会計からの繰入金額	-1,000
20x3 年度末の資本財源所要額予定額	497,000

(6) 財政の持続可能性(資本支出、外部債務と出納業務)に関する自主決定指標

財政の持続可能性を測定する指標は、大きく、資本支出を測定する指標、外部債務を測定する指標、出納業務を測定する指標の3つの類型に分けられている。それぞれ、次のとおりである。

ア. 資本支出に関する自主決定指標

- ① 資本支出の見込額
- ② 実資本支出額
- ③ 資本財源所要額の見込額
- ④ 実資本財源所要額

①と③における見込額は、いずれも、向こう3年間の見込額の算定が求められている。

イ. 外部債務に関する自主決定指標

① 外部債務に関する自主決定限度額

地方自治体は、外部債務の全額、総投資額、長期債務額、借入金額(短期を含む)について、限度額を議会で決定することになる。この限度額については、それぞれ向こう3年間分を推計したものが、この自主決定指標である。

この指標で表される数値は、自治体の総合計画や翌年度予算で提示された事業内容が反映されているばかりでなく、債務負担などのコミットメントなども勘案されているものである。リスク・マネジメントに基づいて、その限度額には十分な「すき間」が存在していなければならない。このことについて、「慎重ではあるが最悪のシナリオではなく、かつ、十分な余裕のある(prudent but not worst case scenario, with in addition sufficient headroom)」のが外部債務に関する自主決定指標である。

②外部債務に関する最低限度額

①に対して、予期せぬ歳計現金のショートや歳入減などが生じた場合を想定して、そのリスク発生の度合いと規模から計算した限度額であり、一切の「すき間」を持たない限度額である。このことについて、「慎重ではあるが最悪のシナリオではなく、かつ、余裕のない(prudent but not worst case scenario, without the additional headroom)」のが外部債務に関する最低限度額である。

③実外部債務額

ウ. 出納業務に関する自主決定指標

①出納業務に関する CIPFA 実施基準を適用していること

出納業務に関する自主決定指標の第1は、「公共サービスにおける出納業務の CIPFA 実施基準(CIPFA Code of Practice for Treasury Management in the Public Services)」を当該自治体が適用しているかどうか、という点である。

②固定利率／変動利率状況

自治体のポートフォリオにおいて、固定利率を採用するか、変動利率を採用するかについて、その上限に関する指標。純借入金に関する利子又は元金に対して、固定利率によるものと変動利率によるもの、それぞれについて、上限を3年間分設定する。この指標によって、中期的な利子率の変動による影響をどのように対処できるかを示すことになる。なお、上限設定は、利子率と元金、いずれを指標に採用してもよい(図表3-14)。

図表3-14 固定利率／変動利率状況

【利子率に関する上限設定の計算式】

$$\frac{\{(\text{固定利率による借入金の未払利息額}) - (\text{固定利率による投資分の未収利息額})\}}{\text{純未払利息額}}$$

【元金に関する上限設定の計算式】

$$\frac{\{(\text{固定利率による借入金の未払元金額}) - (\text{固定利率による投資分の未収元金額})\}}{\text{純未払元金額}}$$

③借入金の償還期限別実態

借入金について、その償還期限が、12ヶ月未満、12ヶ月～24ヶ月未満、24ヶ月～5年未満、5年～10年未満、10年以上に分けて、どの程度の借入金になっているかを見る指標である。

具体的には、次の計算式で求める。

それぞれの期間における固定利率の借入金額 ÷ 固定利率の総借入金額 (単位：%)

④償還期間が 364 日を超える投資の元金総額

償還期間が 364 日を超える投資額の 3 年間の見込を求めることになる。

8 自主決定方式運用の実例

本節では、自主決定方式の運用について、実際の事例を見てみることにする。

2004 年度から始まったこの制度を各自治体は、一様に自主決定方式を歓迎している³⁴。

以下は、ロンドン区のひとつであるルイシャム区(London Borough of Lewisham)の予算関連書における自主決定方式に関する記述である。ルイシャム区では、5で解説した自主決定指標について、資本会計予算書と出納管理戦略(Treasury Management Strategy)の中に記載している。

まず、資本支出等に関する基礎的な予算・決算等の数値を示しておこう。

【資本支出】

資本支出の見込額は、以下の図表 3-15 のとおりであり、非公営住宅分と公営住宅分を分けて記載している。

図表 3-15 資本支出額の推移と見込額(議会委員会別) 単位：千ポンド

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
社会福祉委員会分	2,784	3,643	2,412	60	60
資源委員会分	1,495	2,849	1,491	500	-
教育委員会分	17,726	24,840	23,696	6,747	1,200
地域振興委員会分	8,025	14,448	9,898	9,146	7,455
総務委員会分	-	3,358	2,017	6,000	6,000
住宅委員会分(一般会計分)	5,767	21,572	22,305	16,669	13,018
非住宅経常歳入会計合計①	35,797	70,710	61,819	39,122	27,733
住宅経常歳入会計分②	40,704	46,101	33,610	32,491	21,691
合計(①+②)	76,501	116,811	95,429	71,613	49,424

(出所)London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE19

次に、資本財源については、図表 3-16 に示すとおりであるが、自主決定方式による財源調達については、予算説明書本文の中で、政府保証のない借入金(unsupported borrowing)としている。図表 3-16 では、政府による起債許可を財源とする資本支出については、「政府保証資本支出(Supported Capital expenditure)」とし、政府保証のない借入金は、「自主決定方式借入金(Prudential Borrowing)」としている。

ルイシャム区の場合、2005 年度以降は、政府保証のある借入金から自主決定方式による借入金にシフトしようとしていることが理解できる。

³⁴ LGC Finance. 2004.05. p8.

【資本財源】

図表 3-16 資本財源内訳

単位：千ポンド

	2004 年度	2005 年度	2007 年度	合計額
政府保証資本支出	8,971	2,000	2,000	12,971
自主決定借入金	4,000	4,000	3,000	11,000
資本売却収入	5,088	3,800	0	10,888
資本補助金	15,105	5,946	4,405	25,456
経常歳入会計からの繰入金	5,481	4,462	4,450	14,493
合計	38,645	20,208	13,855	74,708

(注)資本売却収入額および合計額には、2008 年度分の見込額 2,000 千ポンドを含む。

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE17

これらをもとにした自主決定指標については、以下のとおり記載されている。

①経常歳入会計の収支差額に対する公債費の比率見込

図表 3-17 経常歳入会計の収支差額に対する公債費の比率(実数値・見込値)

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
非住宅経常歳入会計	1.65%	1.65%	1.95%	2.05%	2.11%
住宅経常歳入会計	26.31%	25.68%	18.18%	18.16%	18.49%

(注)2002 年度については実数値。2003 年度以降については見込値

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE51

②資本投資がカウンスル税の水準におよぼす影響見込額

ルイシャム区では、資本投資額全体がカウンスル税の水準におよぼす影響を示すのではなく、自主決定方式による借入金が予算どおり実行された場合のカウンスル税と公営住宅家賃上昇額を示している。

図表 3-18 自主決定方式による借入金がカウンスル税等の水準におよぼす影響見込額

カウンスル税標準(D)帯影響額	2004 年度	2005 年度	2006 年度
影響額	£ 4.97	£ 4.97	£ 3.73
公営住宅家賃影響額(週当たり)	2004 年度	2005 年度	2006 年度
影響額	£ 0.00	£ 0.00	£ 0.00

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE20

③資本財源所要額(Capital Financing Requirement)

予算書の説明では、資本財源所要額とは、資本投資活動も財源調達のために借入を必要とする額としている(図表 3-19)。

図表 3-19 資本財源所要額(実績額・見込額)

単位：千ポンド

	2004/3/3 現在	2005/3/3 現在	2006/3/3 現在	2007/3/3 現在
非住宅経常歳入会計分	290,883	296,822	303,757	308,757
住宅経常歳入会計分	100,425	110,658	113,374	114,776
合計額	391,308	407,480	417,131	423,533

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE44

④外部債務に関する自主決定限度額(Authorized limit for external debt)

予算書の説明では、自治体の未済債務残高として認められる最高限度額であり、この限度額を超過することは、いかなる時点でも許されないとしている(図表 3-20)。

図表 3-20 外部債務に関する自主決定限度額(実績額・見込額) 単位：千ポンド

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
長期借入金	446,603	507,480	517,131	523,533
その他長期負債	0	0	0	0
合計額	446,603	507,480	517,131	523,533

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE46

⑤外部債務に関する最低限度額(Operational boundary for external debt)

予算書の説明では、資本活動の財源として必要な借入金額を示すもので、短期的には超過をしても中長期的には超過をすることは許されず、レイシャム区では、資本財源所要額に合わせているとしている(図表 6-21)。超過はいかなる時点でも許されない外部債務に関する自主決定限度額(Authorized limit for external debt)(図表 3-20)よりも、1 億ポンド小さい額が計上されている。

図表 3-21 外部債務に関する最低限度額見込額 単位：千ポンド

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
長期借入金	446,603	407,480	417,131	423,533
その他長期負債	0	0	0	0
合計額	446,603	407,480	417,131	423,533

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE45

⑥固定利率／変動利率状況

この指標について、レイシャム区では、固定比率を採用する借入金・投資の状況と変動比率を採用する借入金・投資の状況に分けて、比率ではなく絶対数値で、利子ではなく元金ベースで示している(図表 3-22 および図表 3-23)。

図表 3-22 固定比率を採用する借入金・投資の状況 単位：千ポンド

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
長期借入金額①	507,480	517,131	523,533
投資額②	80,000	70,000	70,000
純借入金額(①-②)	427,480	447,131	453,533

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE47

図表 3-23 変動比率を採用する借入金・投資の状況 単位：千ポンド

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
長期借入金額①	126,870	129,283	130,883
投資額②	0	0	0
純借入金額(①-②)	126,870	129,283	130,883

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE48

⑦借入金の償還期限別実態

この指標は長期借入金において、借入期間に応じて、固定利率の借入金をどの程度まで保有することとするかを、上限と下限で示したものである(図表 3-24)。

図表 3-24 固定比率を採用する借入金の全体に占める割合の上限下限(償還期間別)

償還期間	上限割合	下限割合
12 ヶ月未満	10%	0%
12 ヶ月～24 ヶ月未満	10%	0%
24 ヶ月～5 年未満	40%	10%
5 年～10 年未満	40%	10%
10 年以上	80%	50%

(出所) London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE49

⑧償還期間が 364 日を超える投資の元金総額

ルイシャム区では、1 年以上 30,000 千ポンド、2 年以上 20,000 千ポンド、3 年以上 10,000 千ポンドとしている³⁵。

³⁵ London Borough of Lewisham(2004).Budget Report.TABLE50

【引用文献】

- HM Treasury(2001). Public Expenditure Statistical Analyses 2001/02
- HM Treasury(2003). Public Expenditure Statistical Analyses 2003/04
- Department for Transport, Local Government and the Regions [DTLR] (2001)
“Single Capital Pot Guidance - 2002”
- ODPM(2002). Single Capital Pot Guidance – 2002
- Local Government Chronicle(2004). LGC Finance 2004.05
- London Borough of Lewisham(2004).Budget Report. mimeo.
- Local Government Act 1980
- Local Government Act 1989
- Local Government Act 2003
- CIPFA(2003). The Prudential Code for Capital Finance in Local Authorities
- CIPFA(2003). Councillors’ Guide to Local Government Finance 2004 Fully Revised Edition.
- 財団法人自治体国際化協会(1998年)「英国の地方財政の動向」

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外で行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティ協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画－コンセプトプラン2001を中心に－	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6
第237号	シドニーオリンピックの概況と波及効果	2003/2/6

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。